

富里市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
の設備及び運営に関する基準について

平成 2 6 年 5 月 3 0 日
健康福祉部子育て支援課

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） の設備及び運営基準の案の概要

1 児童福祉法の改正について

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」の制定により児童福祉法が改正され，放課後児童健全育成事業の設備及び運営について，国で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとなりました。

2 現状の運営基準について

平成19年10月19日付，厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドライン」及び千葉県健康福祉部児童家庭課で策定した「千葉県放課後児童クラブガイドライン」に沿って運営しています。

3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

児童福祉法の改正により，現行の「富里市放課後児童クラブ設置運営要綱」を廃止し，新たに放課後児童クラブの設備及び運営の基準について，条例で定める必要があります。

市町村が条例を定めるに当たって放課後児童健全育成事業の基準は，国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い，条例で定めることとなっています。

【基準の区分】

類 型	基準の対象となる事項
従うべき基準	放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数
参酌すべき基準	その他の事項

国の示す基準に対する富里市の基準（案）とその考え方

（※） 従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

国の示す基準の内容	※	富里市基準 （案）	基準に対する富里市の考え方
（１）総論関係			
① 放課後児童健全育成事業者の一般原則等			
○ 事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の人権への配慮，人格の尊重	参	国の基準どおり	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。
○ 地域社会との交流及び連携，児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明	参	〃	〃
○ 運営の内容についての自己評価，結果の公表	参	〃	〃
○ 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備（採光，換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと）	参	〃	〃
○ 軽便消火器等の消火用具，非常口その他非常災害に必要な設備の設置，非常災害に対する具体的計画の策定，訓練の実施等	参	〃	〃
② 職員の一般的要件等			

○ 健全な心身を有し，豊かな人間性と倫理観を備え，児童福祉事業に熱意のある者であって，できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと	参	国の基準どおり	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。
○ 常に自己研鑽に励み，児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めなければならないこと	参	〃	〃
○ 放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保	参	国の基準どおり	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。
(2) 設備関係			
放課後児童健全育成事業所に設ける設備として，以下の内容等を定める。			
○ 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。），支援の提供に必要な設備及び備品等の設置	参	国の基準どおり	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。
○ 専用区画の面積は，児童 1 人につきおおむね 1.65 m ² 以上でなければならないこと	参	〃	〃
○ 専用区画並びに設備及び備品等は，開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと（児童の支援に支障がない場合は，この限りでない。）	参	〃	〃
○ 専用区画等は，衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと	参	〃	〃
(3) 職員関係			
放課後児童健全育成事業に従事する者について，以下の内容等を定める。			
○ 放課後児童健全育成事業者は，放課後児童健全育成事業所ごとに，放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならないこと	従	国の基準どおり	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。
○ 放課後児童支援員の数は，支援の単位ごとに 2 人以上とし，うち 1 人を除き，補助員（放課後児童支援員が行う支援について放	従	〃	〃

課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができること			
○ 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもの（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと ・ 保育士 ・ 社会福祉士 ・ 高等学校を卒業した者等であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの ・ 教員免許を有する者 ・ 大学・大学院で社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・ 高等学校を卒業した者等であり，かつ，2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって，市町村長（特別区の区長を含む。）が適当と認めたもの ・ 施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は，放課後児童支援員の資格について，「都道府県知事が行う研修を修了した者」に，平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含めること	従	資格・経過措置 国の基準どおり	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。

○ 支援の単位は，放課後児童健全育成事業における支援であって，その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい，一の支援の単位を構成する児童の数（児童の集団の規模）は，おおむね 40 人以下とすること	参	1 つの集団規模は，国の基準どおりとするが，経過措置を設ける	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。 ただし，一時的に利用する児童もいる現状を踏まえ，登録児童数（利用許可数）50 人以下とする。 また，現に登録児童数 50 人以上の大規模施設については，経過措置を設ける。
○ 放課後児童支援員及び補助員は，支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこと（利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。）	従	国の基準どおり	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。
（４）その他			
その他の運営基準として，以下の内容等を定める。			
○ 利用者の国籍，信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止	参	国の基準どおり	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。
○ 職員の利用者に対する虐待等の禁止	参	〃	〃
○ 利用者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水についての衛生管理	参	〃	〃
○ 感染症又は食中毒の発生，まん延の防止	参	〃	〃
○ 必要な医薬品その他の医療品を備え，管理すること	参	〃	〃

○ 放課後児童健全育成事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種，員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 等	参	〃	〃
○ 職員，財産，収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備	参	〃	〃
○ 職員の秘密の漏洩の禁止等	参	国の基準どおり	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。
○ 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため，苦情を受け付けるための窓口の設置等	参	〃	〃
○ 市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善	参	〃	〃
○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査への協力	参	〃	〃

○ 開所時間について，小学校の授業の休業日については１日につき８時間以上，小学校の授業の休業日以外の日については１日につき３時間以上を原則として，その地方における児童の保護者の労働時間，小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して，放課後児童健全育成事業所ごとに定めること	参	〃	〃
○ 開所日数について，１年につき２５０日以上を原則として，その地方における児童の保護者の就労日数，小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して，放課後児童健全育成事業所ごとに定めること	参	国の基準どおりとするが，経過措置を設ける	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。 ただし，現に２５０日以下のクラブについては，経過措置を設ける。
○ 保護者との密接な連絡（利用者の健康及び行動を説明するとともに，支援の内容等につき，その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと）	参	国の基準どおり	本市の実情に，国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから，国基準を富里市の基準とする。
○ 市町村，児童福祉施設，利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援	参	〃	〃
○ 事故が発生した場合の市町村，保護者等への連絡等	参	〃	〃
○ 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償	参	〃	〃